

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

以下のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和2年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和2年1月30日

世田谷区

「遊び場開放」は、BOP、学童クラブ、新BOP、放課後子供（子ども）教室、放課後児童クラブ、とは別の事業です。本プロポーザルはこれらの外部委託を目的としたものではありません。

1 業務概要

(1) 契約予定件名

小学校遊び場開放事業運営委託

(2) 業務内容

遊び場開放の実施、各種イベントの企画・実施を通じて、学校を中心としたコミュニティの維持に努めること。遊び場開放の実施にあたっては各小学校、各小学校遊び場開放運営委員会、区民と連携・協働し、担い手不足の解消をはじめとした各種地域課題に取り組み、日々の業務にあたること。

また、実施についてはこれまで行われてきた、遊び場開放の手法を踏襲し、既存の仕組みを残したまま実施すること。

遊び場開放の実施

イベントの実施

経費の管理

遊び場開放運営委員会のとりまとめ

(3) 履行期間

契約締結の日（令和2年4月1日）から令和3年3月31日まで

令和3年度、令和4年度についても、同一の事業者と同等の契約を予定している。

ただし、契約は単年度ごとに締結するものとし、本事業に係る各年度の予算配当があること、及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

審査の応募は、次に掲げる全ての条件に該当する事業者を対象とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 法人税・消費税に滞納がないこと。

3 説明書の交付期間、交付場所及び方法

(1) 交付期間 令和2年1月30日から令和2年2月12日まで

- (2) 交付場所 区HPからのダウンロードまたは下記担当部課
世田谷区教育委員会事務局生涯学習部
生涯学習・地域学校連携課地域学校連携
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話番号 03-5432-2723 ファクシミリ番号 03-5432-3039
- (3) 交付方法 区のホームページからのダウンロードまたは上記(2)の窓口配布
窓口の場合、土・日曜日、祝日、年末年始(令和元年12月28日
から令和2年1月3日)を除く午前9時から午後5時まで(正午か
ら午後1時までを除く)

4 参加表明にかかる提出書類、提出期限、提出場所及び方法

本プロポーザルに参加を表明される方は以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

参加表明書 1部

法人または団体の詳細がわかるもの(会社案内、パンフレットなど) 1部

東京電子自治体共同運営電子調達サービスに名簿登録されていることがわかる
受付票の写し 1部

法人事業税・特別税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税及地方消費税
の納税証明書 正本各1部

、はいずれかを提出すること。法人としての証明が難しい場合は所得税
の納税証明書でも可とする。

(2) 提出期限

令和2年2月12日 17時必着

(3) 提出場所 3(2)に同じ

(4) 提出方法 窓口へ持参、または郵送

(5) プロポーザル参加への通知 資格を満たしていると認められた場合には、正式に 選定に進んでいただきます。参加者への通知はメー ルまたは郵送にて行います。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書 正本(法人名・団体名入りのもの)1部

副本(法人名・団体名が特定できないようにしたもの)6部

副本に法人名・団体名がわかる記載があった場合には、事務局で削除を行う
か、または失格となることがあります。

見積書 1部(任意様式)

見積金額は規模と費用の妥当性を確認するために使用します。安価な金額がその
まま優位な点数になるということはありません。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書には以下の内容を盛り込んでください。様式は任意としますが、A4両面

4 ページ以内とします。

どのように遊び場開放を実施するか

地域人材不足に対する認識

既存の遊び場開放の活用と連携をどのように行うか

団体、法人の理念

過去の実績

その他、自身の強み、アピールポイント

(3) 提出期間 令和2年2月12日から令和2年3月5日まで(17時必着)

(4) 提出場所 3(2)に同じ

(5) 提出方法 窓口へ持参、または郵送

6 質問及び回答

(1) 質問方法 質問書による。メールのみの受付。

(2) 質問宛先 生涯学習・地域学校連携課地域学校連携担当 あて

E-mail SEA02059@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(3) 受付期限 令和2年2月19日17時まで

(4) 回答方法 電子メールで参加者全員に回答する。

回答期限は令和2年2月27日

7 注意事項

(1) 受付期限以降の差替えや再提出はできません。

(2) 世田谷区から提供した資料等の関係書類については、許可なく公表、使用することを禁止します。

(3) 選出された提案内容については、世田谷区の許可なく公表、使用することを禁止します。

(4) 提出された資料等については、本案件の事業者選定を目的としているため、その他の目的に無断で使用することはありません。また、企画提案書の内容がそのまま契約になることはありません。選定後、改めて契約向けて仕様書の調整を行います。

(5) 提出された資料等については、審査事務に必要な範囲で複製させていただきます。

(6) 区内の他の公共施設への提案を目的とした問い合わせや内部見学等は、一切禁止とします。こうした行為が認められた場合には、失格とする場合がありますので、予めご承知おきください。

(7) 参加表明書の提出以降に、選考を辞退する場合は辞退届をご提出ください。お電話等では受け付けません。なお、これらの辞退に対して不利益な取り扱いをすることはありません。

14 本件担当部課 世田谷区教育委員会事務局生涯学習部

生涯学習・地域学校連携課地域学校連携

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話番号 03-5432-2723 ファクシミリ番号 03-5432-3039